

基発0405第5号
令和6年4月5日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件の適用について

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）について、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（令和6年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「改正告示」という。）が令和6年4月5日に告示され、令和6年5月1日より適用される。その改正趣旨等については、下記のとおりであるので、了知するとともに、運用に遺漏ないようにされたい。

なお、別添1及び別添2のとおり、それぞれ国土交通省及び環境省から地方支分部局あて通知するとともに、別添3のとおり3省から都道府県知事あて通知しているので申し添える。

記

第1 改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

厚生労働省、国土交通省及び環境省では、平成30年に、建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加えて、建築物の解体作業等における石綿含有建材の使用実態の調査について専門的知識を有する者を育成するため、登録規程を定めたところである。

今般、登録規程第5条第2項及び第16条の4第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関及び工作物石綿事前調査者講習実施機関（以下「講習実施機関」という。）が講習事務の業務を廃止した場合等に、当該講習の受講者の氏名等を記載した帳簿が散逸しないよう、当該帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことを定めるため、所要の改正を行ったものである。

2 改正の概要

- (1) 講習実施機関が備えることを義務付けられている受講者の氏名等を記載した帳簿について、講習実施機関が講習事務の全部を廃止した場合等に、国に引き渡さなければ

ならないこと。

(2) その他、所要の規定の整備を行ったこと。

(3) 改正告示は、令和6年5月1日から適用することとし、所要の経過措置を設けたこと。

第2 細部事項

1 帳簿の引渡し（第16条第5項関係）

本項では、講習実施機関が講習事務の全部を廃止した場合等に、第1項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことが規定されているが、登録規程第20条第1項の規定により、厚生労働大臣の権限が所轄都道府県労働局長に委任されているため、当該引渡しは、所轄都道府県労働局長に対して行う趣旨であること。

国住参建第 199 号
令和 6 年 4 月 5 日

北海道開発局長
各地方整備局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部改正について（通知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物等の解体・改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者及び工作物石綿事前調査者の育成等を図ってきたところです。

今般、登録規程第 5 条第 2 項及び第 16 条の 4 第 2 項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関及び工作物石綿事前調査者講習実施機関が講習事務の業務を廃止した場合等に、当該講習の受講者の氏名等を記載した帳簿が散逸しないよう、当該帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことを定めるため、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）が令和 6 年 4 月 5 日に告示され、令和 6 年 5 月 1 日から適用されます。

については、貴職におかれては、その運用に遺憾なきよう対応をお願いするとともに、引き続き、当該講習について、石綿の調査に関連する業務に従事する者への周知等に御協力をお願いします。

なお、別添 1 及び別添 2 のとおり、それぞれ厚生労働省及び環境省からその地方支分部局あて通知するとともに、別添 3 のとおり、厚生労働省、国土交通省及び環境省から都道府県知事あて通知していることを申し添えます。

環水大管発第 2404053 号
令和 6 年 4 月 5 日

各地方環境事務所長 殿

水・大気環境局長

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部改正について（通知）

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物等の解体・改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者及び工作物石綿事前調査者の育成等を図ってきたところです。

今般、登録規程第 5 条第 2 項及び第 16 条の 4 第 2 項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関及び工作物石綿事前調査者講習実施機関が講習事務の業務を廃止した場合等に、当該講習の受講者の氏名等を記載した帳簿が散逸しないよう、当該帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことを定めるため、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（令和 6 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）が令和 6 年 4 月 5 日に告示され、令和 6 年 5 月 1 日から適用されます。

については、適切な運用をお願いするとともに、各地方環境事務所においても、引き続き、当該講習について、石綿の調査に関連する業務に従事する者への周知等に御協力をお願いします。

なお、別添 1 及び別添 2 のとおり、それぞれ厚生労働省及び国土交通省からその地方支分部局あてに通知するとともに、別添 3 のとおり、厚生労働省、国土交通省及び環境省から都道府県知事あてに通知していることを申し添えます。

基 発 0405 第 4 号
国 住 参 建 第 198 号
環 水 大 管 発 第 2404052 号
令 和 6 年 4 月 5 日

都道府県知事 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)
国土交通省住宅局長
(公 印 省 略)
環境省水・大気環境局長
(公 印 省 略)

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件の適用
について (通知)

建築物の通常の使用状態における石綿含有建材に関する調査に加え、建築物等の解体又は改修の作業の前に行う石綿含有建材の使用状況に係る調査に必要な知識も含む総合的な専門知識を有する者を育成するため、厚生労働省、国土交通省及び環境省が連携し、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）を定め、公正に正確な石綿含有建材の調査を行うことができる建築物石綿含有建材調査者及び工作物石綿事前調査者の育成等を図ってきたところで

す。
今般、登録規程第5条第2項及び第16条の4第2項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習実施機関及び工作物石綿事前調査者講習実施機関が講習事務の業務を廃止した場合等に、当該講習の受講者の氏名等を記載した帳簿が散逸しないよう、当該帳簿を厚生労働大臣に引き渡すことを定めるため、建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件（令和6年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号）が令和6年4月5日に告示され、令和6年5月1日から適用されます。（別紙参照）

つきましては、本改正内容について、貴都道府県内の市町村へ周知いただくとともに、今後もより一層の石綿対策に努めていただくようお願いします。

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程の一部を改正する件

厚生労働省

○国土交通省告示第一号

環境省

厚生労働省

建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号。以下「登録規程」とい

環境省

う。）の一部を次の表のように改正し、令和六年五月一日から適用する。ただし、この告示による改正後の登録規程第十六条第五項の規定による引渡しは、この告示の適用前においても、同項の規定の例により行うことができる。

令和六年四月五日

厚生労働大臣 武見 敬三

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

環境大臣 伊藤信太郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。第五項において同じ。)を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部の廃止(登録の取消し及び登録の失効を含む。)をするまで保存するものとする。</p> <p>4 (略)</p> <p>5 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止した場合(登録を取り消された場合及び登録がその効力を失った場合を含む。)には、第一項の帳簿を厚生労働大臣に引き渡さなければならない。</p>	<p>(帳簿の記載等) 第十六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、第一項の帳簿(前項の規定による記録が行われた同項のファイル又は光ディスク等を含む。)を、建築物石綿含有建材調査者講習事務の全部を廃止するまで保存するものとする。</p> <p>4 (略) (新設)</p>